

議案第80号

幕別町修学支援資金条例の一部を改正する条例

幕別町修学支援資金条例（平成26年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

	世帯区分	在学する高等学校等の課程	給付額	
			公立高等学校	私立高等学校
1	道民税及び市町村民税の所得割合算額100円以上105,500円未満	通信制以外の高等学校等に通う高校生がいる世帯	年額 95,800円	年額 101,330円
		通信制の高等学校等に通う高校生がいる世帯	年額 33,670円	年額 34,730円
2	道民税及び市町村民税の所得割合算額105,500円以上182,500円未満	通信制以外の高等学校等に通う高校生がいる世帯	年額 107,770円	年額 114,000円
		通信制の高等学校等に通う高校生がいる世帯	年額 37,870円	年額 39,070円
3	上記以外の世帯	通信制以外の高等学校等に通う高校生がいる世帯	年額 143,700円	年額 152,000円
		通信制の高等学校等に通う高校生がいる世帯	年額 50,500円	年額 52,100円

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。